

申請書類 ※申請書、委任状、誓約書以外はコピー可	☐ 土地境界確認申請書 ☐ 附近見取図 ☐ 地積測量図 ☐ 公図 ☐ 法務局備え付けの地積測量図（ ☐ 作成日がH17.3.7以降である） ☐ 委任状（ 月 日） ☐ 誓約書（ 月 日） ☐ 登記事項証明書（申請地及び隣接地） ☐ 隣接者の承諾書、立会が困難な場合は理由書 ☐ ポイントの写真（全景、基準点、境界点の遠景・近景、申請地と民有地の境界ライン(朱線)がわかる写真等） ☐ 印鑑証明書（申請人のみ） ☐ その他（ ）
チェック	チェック項目
【那覇市記載用立会証明書】	
☐	(1) 土地の表示は、申請書の申請所在地と一致しているか。
☐	(2) 申請人の住所、氏名は、申請書と一致しているか。
☐	(3) 隣接地番は、登記事項証明書と一致しているか。
☐	(4) 土地家屋調査士の住所、氏名は、申請書等と一致しているか。
【土地境界確認申請書類等】	
☐	(1) 申請人の住所、氏名は、登記事項証明書、印鑑証明書と一致しているか。
☐	(1)-2（一致していない場合）住民票等経緯の分かるものが添付されているか。
☐	(2) 共有者がいる場合、全員の住所、氏名の記載及び実印の押印があるか。ただし、以下の場合、全員とは限らない。 ☐ 申請理由が分筆・合筆等軽微な変更の場合、各共有者の持分の価格に従い、その合計が過半数あれば可。 ☐ 申請理由が地積更正、地図の訂正等の場合、各共有者でも可。
☐	(3) 相続人の場合、全員の住所、氏名の記載及び実印の押印があるか。ただし、以下の場合、全員とは限らない。 ☐ 申請理由が分筆・合筆等軽微な変更の場合、各相続人の持分の価格に従い、その合計が過半数あれば可。 ☐ 申請理由が地積更正、地図の訂正等の場合、各相続人でも可。
☐	(4) 相続人の場合、相続人とわかる戸籍等の資料は添付されているか。
☐	(5) 代理人の住所、氏名、印鑑は、委任状及び誓約書と一致しているか。
☐	(6) 申請所在地は、登記事項証明書及び公図にある所在地と一致しているか。
☐	(7) 隣接市有財産は、登記事項証明書及び公図にある所在地と一致しているか。
☐	(8) 印鑑証明書、公図、登記事項証明書は申請書提出前 3 カ月以内に発行されたものか。（オンラインによる証明書可）
☐	(9) 地積測量図において、境界座標値の基準点を確認したか。
☐	(10) 地積測量図において、境界標の種類は記載されているか。
☐	(11) 委任状、誓約書における申請人の印鑑は、印鑑証明書と一致しているか。
☐	(12) 隣接者の承諾書(写)等の土地の表示は、申請書の申請所在地と一致しているか。
☐	(13) 隣接者の承諾書(写)等の申請人の住所、氏名は、申請書と一致しているか。
☐	(14) 隣接者の承諾書(写)等の隣接地番は、登記事項証明書と一致しているか。
☐	(15) 隣接者の承諾書(写)等に、住所、氏名、立会者、資格または続柄、立会年月日、物証、押印の記載漏れはないか。
☐	(16) 隣接者の承諾書(写)等は、土地家屋調査士の作成したものか。
☐	(17) 隣接者が立会困難等の場合、理由書は添付されているか。また、現地に境界標があり、法務局に備え付けられている地積測量図の座標及び境界標の種類と一致していることが添付資料にて確認できるか。
備考	

代理人確認年月日 年 月 日 代理人（ ）

申請書類 ※申請書、委任状、誓約書以外はコピー可	☐ 土地境界確認申請書 ☐ 附近見取図 ☐ 地積測量図 ☐ 公図	よくある間違い箇所
	☐ 法務局備え付けの地積測量図（ ☐ 作成日がH17.3.7以降である）	
	☐ 委任状（ 月 日） ☐ 誓約書（ 月 日） ☐ 登記事項証明書（申請地及び隣接地）	
	☐ 隣接者の承諾書、立会が困難な場合は理由書	
	☐ ポイントの写真（全景、基準点、境界点の遠景・近景、申請地と民有地の境界ライン(朱線)がわかる写真等）	
☐ 印鑑証明書（申請人のみ） ☐ その他（ ）		
チェック	チェック項目	
【那覇市記載用立会証明書】		
☐	(1) 土地の表示は、申請書の申請所在地と一致しているか。	
☐	(2) 申請人の住所、氏名は、申請書と一致しているか。	
☐	(3) 隣接地番は、登記事項証明書と一致しているか。	
☐	(4) 土地家屋調査士の住所、氏名は、申請書等と一致しているか。	
【土地境界確認申請書類等】		
☐	(1) 申請人の住所、氏名は、登記事項証明書、印鑑証明書と一致しているか。	
☐	(1)-2（一致していない場合）住民票等経緯の分かるものが添付されているか。	
☐	(2) 共有者がいる場合、全員の住所、氏名の記載及び実印の押印があるか。ただし、以下の場合、全員とは限らない。 ☐ 申請理由が分筆・合筆等軽微な変更の場合、各共有者の持分の価格に従い、その合計が過半数あれば可。 ☐ 申請理由が地積更正、地図の訂正等の場合、各共有者でも可。	
☐	(3) 相続人の場合、全員の住所、氏名の記載及び実印の押印があるか。ただし、以下の場合、全員とは限らない。 ☐ 申請理由が分筆・合筆等軽微な変更の場合、各相続人の持分の価格に従い、その合計が過半数あれば可。 ☐ 申請理由が地積更正、地図の訂正等の場合、各相続人でも可。	
☐	(4) 相続人の場合、相続人とわかる戸籍等の資料は添付されているか。	
☐	(5) 代理人の住所、氏名、印鑑は、委任状及び誓約書と一致しているか。	
☐	(6) 申請所在地は、登記事項証明書及び公図にある所在地と一致しているか。	
☐	(7) 隣接市有財産は、登記事項証明書及び公図にある所在地と一致しているか。	
☐	(8) 印鑑証明書、公図、登記事項証明書は申請書提出前 3 カ月以内に発行されたものか。(オンラインによる証明書可)	
☐	(9) 地積測量図において、境界座標値の基準点を確認したか。	
☐	(10) 地積測量図において、境界標の種類は記載されているか。	
☐	(11) 委任状、誓約書における申請人の印鑑は、印鑑証明書と一致しているか。	
☐	(12) 隣接者の承諾書(写)等の土地の表示は、申請書の申請所在地と一致しているか。	
☐	(13) 隣接者の承諾書(写)等の申請人の住所、氏名は、申請書と一致しているか。	
☐	(14) 隣接者の承諾書(写)等の隣接地番は、登記事項証明書と一致しているか。	
☐	(15) 隣接者の承諾書(写)等に、住所、氏名、立会者、 資格または続柄 、立会年月日、 物証 、押印の記載漏れはないか。	
☐	(16) 隣接者の承諾書(写)等は、土地家屋調査士の作成したものか。	
☐	(17) 隣接者が立会困難等の場合、理由書は添付されているか。また、現地に境界標があり、法務局に備え付けられている地積測量図の座標及び境界標の種類と一致していることが添付資料にて確認できるか。	
備考	※太赤書きの項目がよくある未添付または未記入箇所にないます。 （例：証明書が3ヵ月を過ぎている。資格または続柄の記載がない。物証の記載がない。等）	

代理人確認年月日

年

月

日

代理人（

）